

指定給水装置工事事業者登録手続きについて

必要書類（別表1を参照）を提出してください。提出後、不備がなければ2週間程度で許可が下ります。なお、提出については郵送でも結構です。

許可が下りましたらご連絡差し上げますので、給水装置工事事業者登録手数料5,000円を持参の上、茨城町水道課へお越しください。

給水装置工事にあたっての注意事項については、給水装置工事事業者証と共にお渡しいたしますので、必ずご覧になってください。